

障害福祉サービス共通評価基準 概評 [各シート共通]

○概 評

①非該当とした項目（放課後等デイサービス、児童発達支援については「いいえ」とした項目）の説明、②独自に必要と思われる評価項目等、③項目評価を通じて気づいた点などを記入してください。	
1-(1)-③	1～4の項目については非該当とした。 通所施設であり既に地域生活を営んでいる利用者のため非該当とした。 個人所有の通信機器の持ち込み、来所中の利用を認めている。
1-(2)-①	4の項目については非該当とした。 共同利用方式の電話等の設置はしていない。個人所有の通信機器のみ来所中の利用を認めている。
1-(4)-③	4、5の項目については非該当とした。 通所施設であるため外出支援や外泊支援は行っていない
2-(4)	通所施設であり既に地域生活を営んでいる利用者のため非該当とした。
3-(4)-②	主な対象を精神障害者としておりバリアフリー化していないため非該当とした。
4-(1)、(2)	食事と入浴サービスは行っていないため非該当とした。
4-(3)-①	排泄介助を必要とする利用者がいないため非該当とした。
4-(4)、(5)	衣服や理容・美容について口頭で話し合うことはあるが明確なサービスの提供は行っていない。
4-(6)	通所施設であり夜間のサービスは行っていないため非該当とした。 睡眠について気になることがあればスタッフが相談にのったり話を聞く機会を設けたりしている。
4-(7)-③	服薬については利用者が自己管理している。服薬管理が必要な利用者がいないため非該当とした。 服薬について利用者から相談があった場合は必要に応じて助言を行っている。
4-(9)、(10)、(11)、(12)	通所施設であるためこれらの項目は非該当とした。
9-(1)	合同会社であるため理事などの設置はしていない。そのため非該当とした。 スタッフの役割は異なるが全員対等な立場で意見を交わせるよう努めている。

